

船舶事故調査報告書

令和5年9月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（死亡時刻：令和4年11月15日 12時54分（搬送された病院で医師により死亡が確認された時刻））
発生場所	不明（岩手県普代村白井漁港北方沖）
事故の概要	漁船第七八千代丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和4年11月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七八千代丸、1.1トン IT3-39970（漁船登録番号）、個人所有 6.40m (Lr) × 1.93m × 0.79m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、平成7年7月27日
乗組員等に関する情報	船長 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年8月26日 免許証交付日 平成30年7月18日 （令和5年8月25日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船体両舷の外板に破損、船外機の濡損等（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東～南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m、水温 約16℃
事故の経過	本船は、和船型の船外機船で、船長が1人で乗り組み、操業の目的で、令和4年11月15日、白井漁港を出港した。 僚船の船長は、風がしだいに強くなってきたので、操業を止めて帰航中、白井漁港北方沖の陸岸寄りの岩場付近に船舶の赤色の船底のようなものを目撃したので、白井漁港に帰港した後、漁師仲間の携帯電話に連絡を入れたところ、船名を確認してくるよう依頼を受けた。 僚船の船長は、再度出港して現場付近に向かったが、風が強く白波も立っていて近づけず、また、船体が転覆した状態であったので、船名の確認はできなかったものの、救命胴衣を着用してうつ伏せの状態

で漂流している人を発見したが、1人で対応することはできず、再度帰港して、他の漁師仲間と共に救助に向かうこととした。

僚船の船長と共に救助に向かった漁師仲間は、現場付近に到着した後、転覆した状態の本船と船長を認め、所属する漁業協同組合に連絡した。

(写真1 参照)



写真1 本船発見場所付近の状況

船長は、その後、僚船に救助されて帰港した後、岩手県久慈市内の病院に搬送されたが、12時54分医師により死亡が確認され、死因が溺水と検案された。

本船は、転覆した状態のまま、救助に向かったもう1隻の僚船に曳航されて白井漁港に陸揚げされた後、廃船処理された。

(付図1 事故発生場所概略図、写真3 本船の損傷状況 参照)

その他の事項

本船が出港するところ及び船長が操業しているところを目撃した者はいなかった。

所属漁業協同組合の担当者は、漁獲したたこを入れる袋が本船内に残されていたので、本事故当時、船長がたこかご漁を行っていたのではないかと本事故後に思った。

所属漁業協同組合の担当者によれば、陸揚げされた本船を確認したところ、船体に他船との衝突痕はなかったものの、船外機が停止してチルトアップした状態であり、プロペラには浮き玉に付属しているロープが絡んだ状態であった。(写真2参照)



写真2 本船のプロペラに絡まったロープの状況

所属漁業協同組合の担当者は、船長が、船尾甲板から身を乗り出して絡んだロープを解こうとしているうちに、陸岸寄りに流されていることに気付かなかつたのではないかと本事故後に思った。

所属漁業協同組合の担当者によれば、本船が発見された場所付近は、岩場が多く、白波が立ちやすい海域で、ふだん、船長が操業を行う場所ではないとのことであった。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
不明
不明

船長の死因は、溺水であった。

船長は、次のことから、操業中、プロペラにロープが絡まり、船尾甲板から身を乗り出して絡索を解こうとしているうちに、漂泊状態の本船が陸岸寄りに流されて波を受け、体勢を崩して落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を目撃した者がおらず、船長が死亡しており、落水に至った状況及び本船が転覆した状況を明らかにすることはできなかった。

- (1) 船外機が停止してチルトアップした状態であり、プロペラには浮き玉に付属しているロープが絡んだ状態であったこと。
- (2) 本船が発見された場所付近は、岩場が多く、白波が立ちやすい海域であり、ふだん、操業を行う場所ではないこと。

原因

本事故は、本船が操業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。

再発防止策

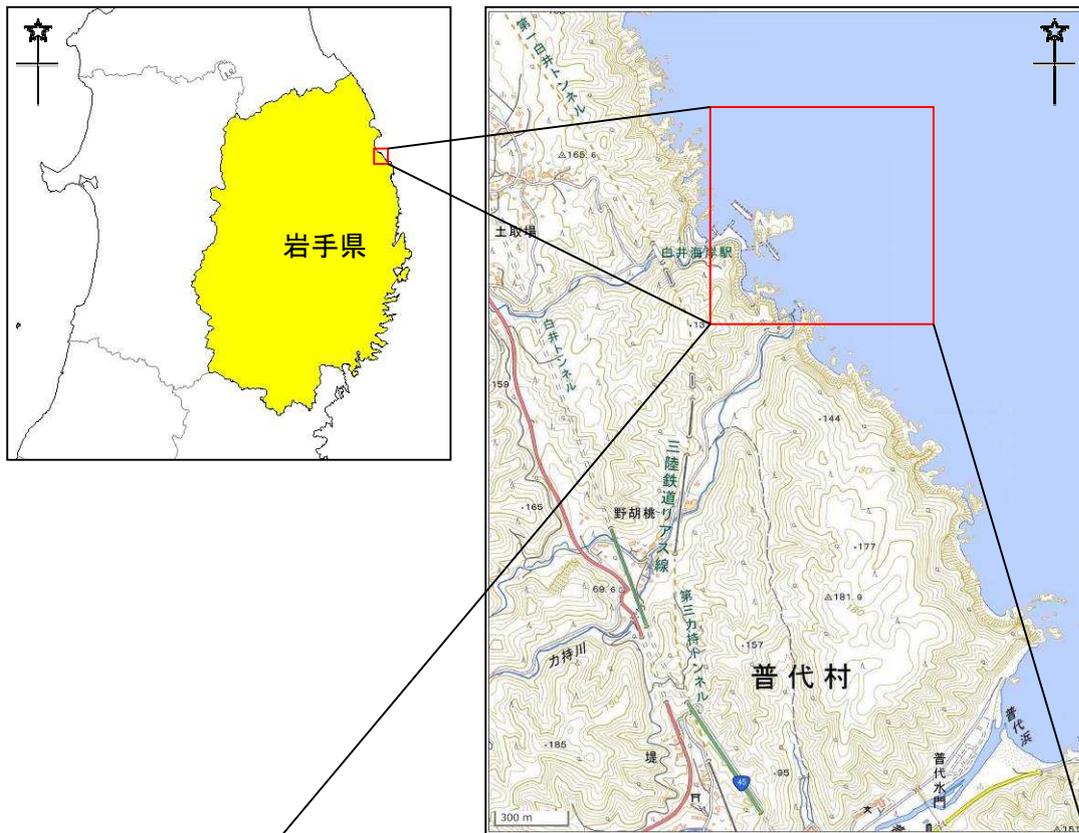
今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 小型漁船の船長は、操業中、ロープ等がプロペラに絡まった際は、無理に自分で外そうとせず、僚船や漁業協同組合などに救

援を要請すること。

- ・ 小型漁船の船長は、出港する際には、僚船や漁業協同組合などに
予定帰港時間や操業場所などを伝えておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院Webサイトの地理院地図を使用



一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用

写真3 本船の損傷状況

